Newsletter



Institute for International Monetary Affairs 公益財団法人 国際通貨研究所

イスラム金融の現状と課題

公益財団法人 国際通貨研究所 開発経済調査部 主任研究員 九門 康之

目次

<要旨>	2
はじめに	2
1. イスラム金融概観	2
(1) イスラム金融とは	2
(2) イスラム金融の原則	3
(3) 近代のイスラム金融	
(4) イスラム国際機関	5
(5) イスラム金融の近況	6
2. イスラム金融の課題	9
(1) イスラム金融共通の課題	9
(2) イスラム銀行の課題	10
おわりに	11

<要旨>

- ➤ イスラム金融は、18世紀頃から、オスマントルコで利用されていたが、銀行という 形で姿を現すのは1960年代である。1970年代のオイルブーム以降本格的に拡大し、 その後も緩やかながら成長を続けている。現在、世界の金融資産に占める比率は 1.2%と小さいものの、独自の金融手法が注目を集めている。
- イスラム金融では、対象となる取引がシャリーア(イスラム法)に準拠していることが前提となる。イスラム金融は、イスラム銀行、スクーク(イスラム債)、イスラム投資ファンド、タカーフル(イスラム保険)に分類される。
- ▶ 2019 年時点のイスラム金融の総資産額は2兆4,000億ドルとなっている。地域では中東GCC諸国と東南および南アジアに集中している。資産の種類は、イスラム銀行の資産が72.4%を占めている。また、スクークの発行残高が伸びている。
- ➤ イスラム金融については国による利用のばらつきが大きく、グローバル展開が進まないことなどが課題である。また、イスラム法の解釈により国により一部取引の取り扱いが異なることや、イスラム銀行における取引の透明性の向上など運営面での改善の余地が指摘されている。

<本文>

はじめに

イスラム金融は、イスラム教の規範に従った金融手法で、1970 年代のオイルブーム 以降本格的に拡大しその後も緩やかながら成長を続けている。現状、世界の金融資産に 占める比率は 1.2%と小さいものの、その独自の金融手法から、持続可能な金融手法と して応用の可能性が指摘されている。

本稿では、イスラム金融の現状を構造と歴史から振り返ったうえで、イスラム金融の 近況を紹介し、最後にイスラム金融の課題に触れる。

1. イスラム金融概観

(1) イスラム金融¹とは

イスラム金融は、イスラム教の規範に従った金融手法である。対象となる取引がシャリーア (イスラム法) に準拠していることが前提となる。主な判断基準は次の通りであ

[「]イスラム」をアラビア語の発音に基づき「イスラーム」と表記する場合があるが、本稿ではイスラムで統一する。

る。①取引対象がイスラム法で許容されていること。例えば、アルコール・豚肉の売買や、賭博(とばく)関連取引は禁止される。②リバー(利子)の要素がないこと(仕組みについては後述)。③契約内容や取引対象にガラル(不確実性)の要素がないこと。なお、イスラム教徒・非イスラム教徒のいずれでも、イスラム金融を利用できる。イスラム金融取引のおおまかな分類は次の通りである。

① イスラム銀行が行う預金と融資

イスラム金融手法に基づく預金の受入と融資の実行。2018 年現在、イスラム銀行は世界で 186 行が営業している²。地理的な分布は、中東、アジアのイスラム教の諸国が中心であるが、英国などの非イスラム教国で活動する例もある。

② スクーク (イスラム債)

イスラム金融手法に基づき発行する国債および社債の総称である。イスラム銀行が仲介者として起債をアレンジし、投資家に販売する。マレーシアでの起債が最も活発で、中東産油国がこれに続く³。

③ イスラム投資ファンド

イスラム教が許容する対象・事業への投資を実施する投資ファンドである。プライベート・エクイティー・ファンドと同様にイスラム投資会社が投資家を募る。

④ タカーフル (イスラム保険)

イスラム教の規範に従った保険で、イスラム専業の保険会社が取り扱う。タカーフル とはアラビア語で相互扶助を意味する。

(2) イスラム金融の原則

イスラム金融の中心的役割を担っているイスラム銀行の取引には、次の特徴がある。

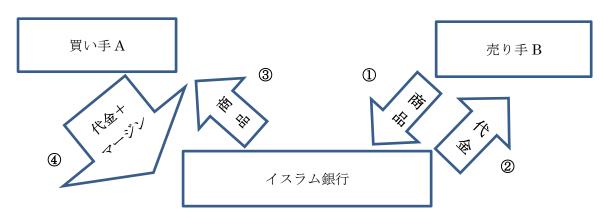
① 商取引が融資の前提となる(商取引原則)

短期の金融手法であるムラーバハ取引は商取引を前提としている。例えば、買い手 A がイスラム銀行から融資を受けて、売り手 B から商品を買う場合、まず、売り手 B が商品をイスラム銀行に売り、B は代金をイスラム銀行から受け取る。次に、イスラム銀行は商品を A に渡す。A は融資の期限に、商品代金に一定のマージン(利益配分)を上乗せしてイスラム銀行に支払う(図表 1)。

² Organization of Islamic Corporation データによる。

³ イスラム証券会社はなくイスラム銀行が仲介など取引を行う。

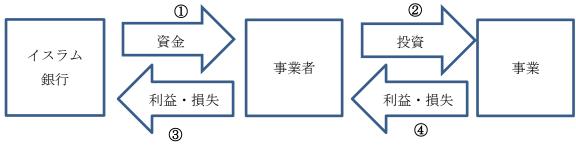
図表1:ムラーバハ取引 (短期金融)



② イスラム銀行と事業者が利益・損失をシェアする (リスクシェア原則)

長期の金融手法であるムダーラバ取引では、イスラム銀行と事業者が利益損失発生のリスクをシェアする。例えば、事業者 A が事業資金としてイスラム銀行から資金を借り、事業に投資する取引では、事業が成功して利益が出た場合、イスラム銀行と事業者は一定割合で利益を分け合う。逆に、事業が失敗して損失が出た場合でも、双方が損失を負担する(図表 2) 4。

図表2:ムダーラバ取引(長期金融)



(3) 近代のイスラム金融

イスラム金融は 18 世紀頃から、オスマントルコで利用されていたが、銀行という形で姿を現すのは 1960 年代以降である。初期の事例としては、1963 年にエジプトの地方都市で設立されたイスラム銀行 Mit Ghamr Saving Bank は、庶民の金融機関の利用普及を目的としていた。同じ時期マレーシアでは、Tabung Haji が巡礼資金準備基金として設立された。

⁴ 原則、金銭的損失は設備投資資金の出し手であるイスラム銀行、時間と労力の損失(人件費・材料費等)は事業者が負担する。

イスラム銀行の設立が本格化するのは、原油価格上昇によるオイルマネーが出現した 1970 年台以降で、中東湾岸諸国での設立が多い。1974 年にサウジアラビアに設立された Islamic Development Bank は国際的なイスラム開発銀行に成長し、現在ではイスラム 57 ヶ国が出資している。1975 年には、初の民間資本によるイスラム商業銀行 Dubai Islamic Bank が業務を開始している。イスラム商業銀行の設立はアジアにも拡大し、1983年にマレーシアで Bank Islam Malaysia が活動を開始した(図表 3)。

1990年台頃まで、イスラム銀行の業務は、個人や企業を顧客とする商業部門が中心であったが、2000年以降原油価格の上昇により中東などのイスラム銀行へ資金流入が拡大すると、政府が発行する国債の引き受けやプロジェクト向け融資に参入するようになる。

イスラム銀行名	国	設立
Mit Ghamr Saving Bank ⁵	エジプト	1963年
Tabung Haji, Malaysia ⁶	マレーシア	1963 年
Islamic Development Bank	サウジアラビア	1974 年
Dubai Islamic Bank	アラブ首長国連邦	1975 年
Kuwait Finance House	クウェート	1977 年
Bahrain Islamic Bank	バハレーン	1978 年
Bank Islam Malaysia	マレーシア	1983 年

図表3:初期のイスラム銀行

(資料) 各種資料より国際通貨研究所作成

(4) イスラム国際機関

イスラム金融の基準作りを担う組織としてイスラム国際機関が設立されている。イスラム金融は、国・地域毎に独自に発展したため、会計処理や内部管理基準が国により異なっている。この違いを解消するため、地域を超えた統一基準をつくる努力が行われている。

代表的なイスラム国際機関には、バハレーンに本部を置く The Accounting and Auditing Organization for Islamic Financial Institutions(AAOIFI)や、マレーシアに本部を置く Islamic Financial Service Board(IFSB)がある。AAOIFI はイスラム金融機関の

5

⁵ Mit Ghamr はエジプト、ナイルデルタに所在する都市の名前。

⁶ マレーシア巡礼基金

会計・監査に重点をおいており、IFSB はリスクマネジメント全般、流動性管理、ガバナンスなど経営管理関連の基準が多い。これらの機関は、イスラム金融のグローバルな発展のために統一基準を策定し広めることを主な活動目的としている(図表 4)。

図表 4: 主要なイスラム金融国際機関

The Accounting and Auditing	1991 年設立。本部、バハレーン。
Organization for Islamic Financial	シャリーア(イスラム法)に基づいた、会計、監
Institutions (AAOIFI)	査、ガバナンス等の統一基準を策定する。世界 45 ヶ
	国の中央銀行、金融監督当局、会計事務所、法律事
	務所が参加。
Islamic Financial Service Board	2002 年設立。本部、マレーシア。
(IFSB)	イスラム金融の統一基準策定機関。各国政府金融監
	督当局等 188 団体が加盟。日本からは、日本銀行、
	JBIC、3メガ銀行がオブザーバーとして参加。

(資料) AAOIFI、IFSB 資料より国際通貨研究所作成

(5) イスラム金融の近況

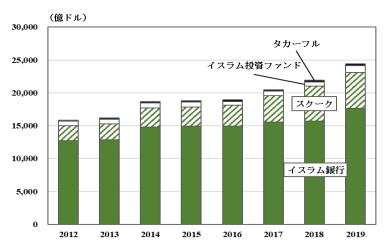
イスラム金融の資産規模は緩やかな拡大が続いている。地域は中東 GCC 諸国7と東南および南アジアに集中している。資産の種類では、イスラム銀行の資産が 72.4%を占めている。また、スクークの発行残高が伸びている。

① イスラム金融の資産規模と分布

2012 年、イスラム金融資産総額は1兆5000 億ドルであった。2014~2016 年はほぼ横ばいであったが、2017 年以降再び増加に転じ2019 年には総額2兆4386 億ドルとなっている。2019 年の資産内訳は、イスラム銀行の資産が全体の72.4%、スクークの発行残高が22.3%とこれに続く(図表5)。

⁷ 中東 GCC 諸国は、サウジアラビア、アラブ首長国連邦(UAE)、カタール、クウェート、バハレーン、オマーンをさす。

図表5:イスラム金融資産の推移

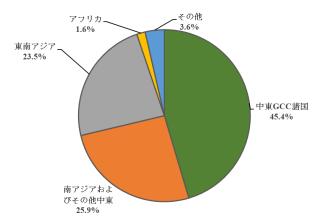


(注) タカーフルは拠出資産額。

(資料) Islamic Financial Service Board データより国際通貨研究所作成

地域分布では、中東 GCC 諸国が 45.4%と最大で、バングラディシュを含む南アジアが 25.9%、マレーシアを含む東南アジアが 23.5%と続く。アフリカは 1.6%と小さい (図表 6)。地域毎の資産推移をみると、2012 年以降中東 GCC 諸国の資産が一貫して 増加している (図表 7)。各国毎のイスラム銀行のシェアをみると、イスラム金融を前提としているイランおよびスーダンではシェアが 100%である。サウジアラビアとブルネイではシェアが 50%を超えているが、それ以外の国では 15~49%で、イスラム銀行のプレゼンスには国によりばらつきがみられる (図表 8) 8。

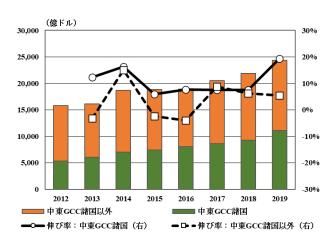
図表 6: イスラム金融資産の地域分布(2019年)



(資料) Islamic Financial Service Board データより国際通貨研究所作成

⁸ Islamic Financial Service Board はイスラム銀行の資産シェアが 15%を超える国をイスラム銀行が金融で重要な位置を占める国としている。

図表7:イスラム金融資産の地域別推移と伸び率(前年比)



(資料) Islamic Financial Service Board データより国際通貨研究所作成

図表 8: イスラム銀行の資産が銀行資産の中で 15%を超える国

100%	イラン、スーダン
50~99%	サウジアラビア、ブルネイ
15~49%	クウェート、マレーシア、カタール、アラブ首長国連邦、バングラ
	ディシュ、ジプチ、ヨルダン、パレスチナ、バハレーン

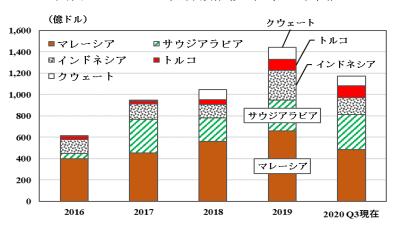
(資料) Islamic Financial Service Board データより国際通貨研究所作成

② スクーク

イスラム金融の中で近年増加が目立つのはスクークである⁹。2019年のスクーク残高が 5,434億ドルで、2012~2019年の年平均伸び率は 13.7%と、イスラム銀行資産の同期間の年平均伸び率(4.9%)を大幅に上回っている¹⁰。スクーク発行額は、上位 5ヶ国すべての国で増加している(図表 9)。理由は、サウジアラビアなどでイスラム資本市場の整備が進んだこと、資金の借り手が資金調達分散のために調達手段にスクークを含めたことなどが考えられる。

⁹ スクーク発行額から償還額を差し引いた残高

¹⁰ Islamic Financial Service Board データ



図表9:スクーク発行額推移(上位5ヶ国)

(資料) Thomson Reuters データより国際通貨研究所作成

2. イスラム金融の課題

拡大を続けてきたイスラム金融ではあるが、いくつかの課題をかかえている(図表 10)。イスラム法の解釈により国により一部取引の取り扱いが異なることや、イスラム銀行における取引の透明性の向上など運営面での改善の余地などである。

 個別の課題
 共通の課題

 イスラム銀行
 運営面での改善の余地
 イスラム法の解釈に

 スクーク
 地場資本市場の育成
 より国により一部取

 イスラム投資ファンド
 ファンドの投資対象発掘力向上
 引の取り扱いが異なる

 タカーフル
 顧客開拓(認知度向上)
 る

図表 10:イスラム金融の課題

(資料) 各種資料より国際通貨研究所作成

(1) イスラム金融共通の課題

一部の取引 (例デリバティブズなど) で統一したイスラム法への適合性に関する判断基準がないことが、グローバルな拡大の障害となっている。また、イスラム金融では、取引がイスラム法に適合していることが取引実施の前提となるため、取引に際しては、通常の与信判断とは別に銀行内のシャリーア委員会!!で取引の都度承認を得る。国・地域が採用するイスラム法学派によって判断基準が微妙に異なるため、取引実施

¹¹ イスラム法の観点から取引の可否を判断する組織、イスラム法学者により構成される。

国のイスラム法に詳しいイスラム法学者の判断を求めることが必要であり、費用や時 間がかかることが指摘される。

(2) イスラム銀行の課題

会計事務所 PWC が実施したイスラム銀行利用者へのアンケート調査¹²によれば、イ スラム銀行には運営面での改善の余地があることが分かる。

イスラム銀行の活動はイスラム諸国の経済規模に比べ小さい。イスラム協力会議 (OIC) 加盟国の名目 GDP 合計は 7 兆 3,409 億ドルで世界 GDP 総計の 8.4%を占めて いるが、イスラム金融資産の世界の金融資産に占めるシェアは1.2%に留まっており 13、イスラム銀行のシェアはさらに小さい。これは、イスラム銀行に規模拡大の余地が あることを示していると同時に、発展を阻害する課題が存在していることも示唆して いる。以下が PWC のアンケートで浮彫となった課題である。

① イスラム法準拠に関する認識のギャップ

イスラム銀行と顧客の間で、シャリーア(イスラム法)準拠に関する認識にギャッ プが存在する。

イスラム銀行は、銀行での取引がシャリーアに準拠していることを最大の特長とし ている。しかしながら、イスラム銀行利用者の約半数(48%)は、銀行が実際にシャ リーアに従っているか疑わしいと回答している。他方、まだイスラム銀行を利用して いないイスラム教徒の45%は、宗教的理由によりイスラム銀行を利用する可能性があ ると回答している。即ち、イスラム銀行が取引の透明性を高めて、シャリーアに正し く準拠していることを明示すれば顧客拡大の可能性があることを示している。

② 利便性、サービスの質

イスラム銀行は支店網、ATM 等の観点で利便性が良いとは言えない。また、サービ スの質にも問題がある。

アンケートによると、銀行を選ぶ理由の上位は、支店網、ATM の設置場所、評判、 インターネット・バンキングの使い勝手であった。イスラム金融資産の 45.4%を占め る中東 GCC 諸国では、イスラム銀行の支店網は限定的で、ATM の設置数も多くな

13 2019年

¹² PWC(2014)

い。銀行間でのATMの相互利用、他のイスラム銀行との提携、さらにインターネット・バンキングの改善で利便性の向上を図る余地があると思われる。

サービスの質について、86%の利用者は手続きが遅いと感じており、89%は手続きがわかりにくいと感じている。他方、イスラム銀行の職員は親切だと答えた利用者が15%と欧米銀行11%よりも多かった。これは、イスラム銀行のサービスが職員の努力に依存していること、および業務・手続き面での改善余地があることを示している。

③ 女性顧客へのサービス

イスラム銀行は女性顧客へのインターネット・バンキング浸透により取引効率を向上することが期待できる。

イスラム銀行は、宗教的理由から女性専用支店を展開してきた。アンケート結果では、女性は男性より支店を訪問する場合が多く、女性専用支店は女性顧客のニーズに合致している。他方、女性顧客はインターネット・バンキング利用者が男性顧客に比べて少ないという結果が出ている。即ち、インターネット・バンキングを女性顧客へ浸透させれば、顧客の利便性と取引効率の向上が期待できることを示している。

おわりに

イスラム金融はイスラム教が背景となって発達した金融手法である。現在、イスラム金融は、中東、アジアなどのイスラム諸国で利用されているが、同手法が広く一般に活用できるのではないかとの議論がある。世界銀行は、イスラム金融が持続的経済成長、貧困の撲滅、金融と社会の融合という視点を有していることから、持続可能な金融手法としての可能性を有していると指摘している¹⁴。また、IMF は、イスラム銀行の融資が具体的な物の動きを反映することから、行き過ぎたリスクテイクによる金融バブルの発生を抑制する効果が期待できるとしている¹⁵。

今後、上記の観点を含めイスラム金融の研究進展が望まれる。

以上

¹⁴ World Bank (2019)

¹⁵ IMF (2015)

【参考文献】

鈴木董他編、「中東・オリエント文化事典」、丸善出版、2020年 バハレーン中央銀行、今平和雄・渡辺喜宏訳、「イスラム銀行とイスラム金融」、PHP 研究所、2009年

吉田悦章、「イスラム金融」、東洋経済新報社、2007年

IMF, "Islamic Finance: Opportunities, Challenges, and Policy Option", 2015

PWC, "What customers want", 2014

World Bank, "Islamic Green Finance", 2019

当資料は情報提供のみを目的として作成されたものであり、何らかの行動を勧誘するものではありません。ご利用に関しては、すべてお客様御自身でご判断下さいますよう、宜しくお願い申し上げます。当資料は信頼できると思われる情報に基づいて作成されていますが、その正確性を保証するものではありません。内容は予告なしに変更することがありますので、予めご了承下さい。また、当資料は著作物であり、著作権法により保護されております。全文または一部を転載する場合は出所を明記してください。

Copyright 2021 Institute for International Monetary Affairs(公益財団法人 国際通貨研究所)All rights reserved. Except for brief quotations embodied in articles and reviews, no part of this publication may be reproduced in any form or by any means, including photocopy, without permission from the Institute for International Monetary Affairs.

Address:

Nippon Life Nihonbashi Bidg., 8F 2-13-12 Nihombashi, Chuo-ku, Tokyo 103-0027, Japan Telephone: 81-3-3510-0882

〒103-0027 東京都中央区日本橋 1-13-12

日本生命日本橋ビル 8 階電話: 03-3510-0882 (代) e-mail: <u>admin@iima.or.jp</u> URL: <u>https://www.iima.or.jp</u>